

利用者の動く自由を奪わないために守ることや取り組むことについて

1. 動いたり何かしたりする自由を奪わないために

● 身体拘束等の適正化って？

身体拘束等とは？

- ① 車椅子やベッドなどに縛って動けなくする。
- ② 指や手が使えないように大きな手袋やミトンを付けさせられる。
- ③ 動けないようにするために動きにくい服を着せられる。
- ④ 支援者の体で利用者を押さえて動けなくされる。
- ⑤ 気持ちを静める薬を望んでいないのに飲まされる。
- ⑥ 自分でドアを開けられない部屋などに入れられる。

どうしても身体拘束が必要なとき

利用者のいのちまたは身体、権利を守るため緊急でどうしてもない場合に身体拘束をさせてもらうことがあります。

身体拘束をするしかない緊急でどうしてもない場合とは？

次の3つの条件が揃った場合

切迫性	利用者さんや他の利用者などが大きな怪我をしまいそうな場合や、すごく嫌な思いをさせてしまいそうな場合
非代替性	体を押さえて動けなくさせたり、閉じ込めたりする以外の方法が取れない場合。ただし、一番軽い押さえ方を考えます。
一時性	できるだけ短い時間でする場合

緊急でどうしてもない場合の対応は？

①個別支援会議で3つの条件が揃っているか、確認したり振り返ります。



②身体拘束することが予測できるときは、個別支援計画に書きます。



③個別支援計画に書いた内容を本人さんやご家族にも説明します。



④もし身体拘束をすることがあった場合には、記録を残します。



⑤身体拘束をしなくてよい支援を考えていきます。



2. 身体拘束等適正化検討委員会をつくります

●虐待が起こらないようにするために年に2回以上、法人の責任者や事業所の担当者や関わっている人たちで話し合いをします。



●どんなことを話し合うの？

- ①身体拘束をした場合に報告のための記録用紙を作ります。
- ②職員等からの報告を受けます。
- ③報告のあった内容について、なぜ起こってしまったのか考えます。
- ④身体拘束の必要性があったか確認したり、もっと注意した方がいいことがなかったかなど考えます。
- ⑤身体拘束をしないといけなかった理由や、他の方法がないか考えてそれらのことを他の職員にも伝えます。
- ⑥他の方法などがうまくいっているか確認します。



なぜかな～



3. 職員も学びます



法人全体で…

法律のことや、国や市からのお知らせと一緒に確認したり、他の法人などの取り組みなどを一緒に学びます。



それぞれの事業所で…

実際の支援のことや、利用者さんのことについて、具体的な勉強会をしたり、支援者同士で話し合いをします。

4. 報告と通報

- ①個別支援計画に書いてある身体拘束があった場合は、委員会に報告します。
- ②個別支援計画に書いていない身体拘束があった場合は、委員会で話し合い
これからも続きそうな場合は、個別支援計画に追加することを検討します。
- ③身体拘束をしてしまった場合
(3要件が揃っていない場合は、「障害者虐待防止のための指針」
のルールで市役所に通報します。



いばらきしぎやくたいつうほう
茨木市虐待通報ダイヤル
072-622-5585

5. この指針を見てもらえるために

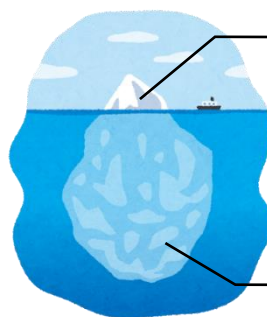
●この取り組みを伝えるために

- ・身体拘束適正化のための指針のわかりやすい版(この資料)を作成します。
- ・指針などの資料は、事業所で見る事が出来るように置いておきます。
- ・どこに相談したらよいか分かりやすいポスターを作成して貼ったり配ったりします。
- ・ホームページにも載せて、パソコンやスマートフォンなどからも見てもらえるようにします。



6. 身体拘束を減らしていくために

身体拘束をしないといけない状況には
必ず背景や理由があるので、
そこにご本人さんのしんどさがあることを
しっかり理解して、身体拘束を減らすだけでなく
よりよい支援を目指します。



身体拘束が必要な状況(見えるところ)
→水の下(見えないところ)にはいろんな
理由やしんどさがある。

いろんな理由やしんどさを考える。

最後に

この指針は、令和4年(2022年)4月から使います。

この指針を修正・変更する場合は、理事長に確認し、理事会に報告します。